

聖籠町と第一生命保険株式会社との包括連携協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働の取組を推進することにより、地域の活性化と安心安全な地域社会づくりに資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について、保険業法上、許容される範囲内で連携、協力して取り組むものとする。

- （1）健康増進に関すること
- （2）地域の活性化に関すること
- （3）町民の安心・安全に関すること
- （4）スポーツ振興に関すること
- （5）女性活躍推進に関すること
- （6）その他、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携を図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、相互に協力を求めようとするときは、原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づき協力を実施した場合、文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 甲又は乙が第2条の規定に基づく取組を行うために要した費用については、必要に応じ、甲乙協議して負担する。

（連絡責任者）

第5条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置き、相互に通知するものとする。

2 前項に変更があった場合についても同様に扱うものとする。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解除の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（協定の解除）

第8条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。この場合、甲又は乙は、本協定の解除に関する何らの損害の賠償を相手方に求めることはできない。

（守秘義務）

第9条 甲及び乙は、本協定の有効期間の有無を問わず、本協定を締結したことによって知り得た秘密情報を第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和4年12月14日

甲 新潟県聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4
新潟県聖籠町
聖籠町長

西脇道夫

乙 東京都千代田区有楽町 1 丁目 13 番 1 号
第一生命保険株式会社
支配人 新潟支社長

金井和義